

最高裁秘書第2600号

令和元年5月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書開示通知書

平成31年4月22日付け（同月23日受付、最高裁秘書第2236号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年7月31日付け刑事局第一課長、広報課長事務連絡「裁判員制度広報のための出前講義の実施要領について」（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

(庶ろ-06)

平成30年7月31日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第一課長 福島直之

最高裁判所事務総局広報課長 徳岡治

裁判員制度広報のための出前講義の実施要領について

(事務連絡)

裁判員制度広報のための出前講義については、これまで各庁において実施していただいているところですが、今般、裁判員等（裁判員及び補充裁判員をいう。以下同じ。）経験者にその所属先以外で実施する出前講義にも講師として参加いただく場合の留意点等を整理し、これらを盛り込んだ実施要領を別紙のとおり作成しました。

各庁においては、この実施要領も参考にして、より充実した出前講義を実施していただきますようお願いいたします。

(別紙)

## 裁判員制度広報のための出前講義の実施要領

### 1 目的

裁判員制度に対する国民の関心や参加意欲を高めるため、裁判員制度の意義、裁判員制度の運用の現状、裁判員等経験者の声等を広報する。

また、今後の裁判員制度の運用や広報活動等に活かすため、地域社会の実情、住民の生活実態・意識等を把握する機会としても活用する。

### 2 講師

(1) 講師となる裁判所職員については、各庁の実情に応じて人選を行って差し支えないが、できる限り裁判員裁判の経験を有する裁判官を講師とすることが望ましい。

また、下記(2)のとおり、裁判員等経験者にも講師として参加いただく場合には、できる限り当該裁判員等経験者と共に裁判体を構成した裁判官を講師とすることが望ましい。

(2) 裁判員制度について、国民の関心や参加意欲を高めたり、不安を解消したりする上では、同じ一般国民である裁判員等経験者にも講師として参加いただくことが効果的であると思われる所以、訪問先がどのような団体であるのかやどのような意向を有しているのかなども踏まえつつ、裁判員等経験者にも講師として参加いただくことを積極的に検討する。

裁判員等経験者にも講師として参加いただくことが相当であると判断した場合には、訪問先がどのような団体であるのかなども踏まえつつ、当該出前講義の講師としてふさわしい方を適宜人選する。その方法としては、例えば、裁判員裁判の終了時に講師としてふさわしいと思われる裁判員等に個別に協力を依頼することや、裁判員制度広報への協力を了承していただいている裁判員等経

験者の中から講師としてふさわしいと思われる方に電話等で連絡して協力を依頼することなどが考えられる。

### 3 裁判員等経験者にも講師として参加いただく場合の留意点

裁判員等経験者にも講師として参加いただく場合には、次のような点に留意して、裁判員等経験者に過度の負担をかけることのないよう十分に注意する。

- (1) 講師として参加いただく裁判員等経験者との間で、出前講義全体の流れ、発言いただく場面やその要旨、守秘義務の範囲等について、電話、面談等適宜の方法により、事前に十分な打合せを行う。
- (2) 会場からの質問について裁判員等経験者からもコメントしていただく場合には、守秘義務に反する回答を誘発するものなど裁判員等経験者にコメントしていただくことが適切でない質問がなされる場合もあり得るので、質問を一旦裁判官等が引き取り、裁判官等から裁判員等経験者に問う形式を探るなどの工夫をする。場合によっては、裁判員等経験者の準備のために、事前に訪問先から質問を送付しておいてもらうことも考えられる。
- (3) 講師として参加いただく裁判員等経験者の人数は、原則として1名を想定しているが、場合によっては、複数の裁判員等経験者に参加いただくことも差し支えない。もっとも、その場合には、せっかく参加いただいたのに発言の機会がほとんどなかつたなどということにならないように、進行や時間配分に留意する。

### 4 内容

内容については、次のような事項が考えられるが、各庁において、それぞれの出前講義ごとにふさわしい内容を検討していただきたい。

- (1) 裁判員が果たす役割の具体的なイメージや裁判員制度の導入により刑事裁判がどのように変化してきたかなどを理解してもらうことにより、裁判員のやり

がいや裁判員制度の意義について実感してもらい、裁判員制度への関心や参加意欲を高める。また、評議・審理の実情や裁判官の等身大の姿等を知つてもらうことにより、非日常的な世界である刑事裁判に参加することへの不安を解消する。

- (2) 裁判員制度について、国民の関心や参加意欲を高めたり、不安を解消したりする上では、裁判員等経験者の感想や声を紹介することが効果的であると考えられるので、できる限り裁判員等経験者の感想等も伝わる内容にする。

特に、裁判員等経験者にも講師として参加いただく場合には、感想等をご自身の言葉で積極的に発言していただけるように、進行等を工夫する（例えば、手続の解説の中で各手続についての裁判員等経験者の感想を交える、裁判員等経験者からメッセージを述べてもらうまとまった時間をとる、会場からの質問について裁判員等経験者からもコメントしていただくといったことが考えられる。）。

- (3) 出前講義は、地域社会の実情、住民の生活実態・意識等に触れることができる絶好の機会でもある。したがって、出前講義を実施する際には、裁判員制度に対する印象、裁判員裁判への参加意欲、裁判員として参加するに当たって不安に思う事項、裁判員として参加することが難しい場合にはその理由などについて、参加者の生の声を聞く機会としても活用する。

## 5 訪問先

- (1) 学校、企業、商工会議所、各種経営者団体、自治体関連団体等の公的又は民間団体が考えられるが、各庁において、それぞれの地域の実情に応じて、検討していただきたい。また、裁判員制度を社会を支える基盤として根付かせいくという中長期的な視点からは若年層への働きかけが重要と考えられるから、中学校、高等学校、大学等へ積極的に訪問することも考えられる。
- (2) 検察庁や弁護士会においても同様の広報活動を実施している可能性があるの

で、訪問先を検討するに当たっては、必要に応じて、これらと連携をとることも検討する。

## 6 募集方法

募集方法については、次のような方法によることが考えられるが、各庁の実情に応じて、効果的な方法を検討していただきたい。

- (1) 裁判所から、教育委員会、私立学校関連団体、大学、商工会議所、地元企業、各種経営者団体、自治体関連団体等の公的又は民間団体に対し、出前講義の意義や概要を説明して募集する。
- (2) 裁判員等や選任手続期日に出席した裁判員候補者に対して、その所属先において出前講義ができる旨を説明して募集する。
- (3) 新聞、テレビ、ラジオ、自治体広報誌、弁護会会報等を通じて、出前講義の意義や概要を説明して募集する。
- (4) 各裁判所のウェブサイトに募集広告を掲載する。

## 7 経費

### (1) 職員旅費

出前講義の実施に当たって必要となる職員旅費については、各庁の年度当初示達額及び高裁配分計画枠の範囲内で対応する。不足が生じる見込みがある場合は、広報課まで相談する。

### (2) 講師として参加いただいた裁判員等経験者への謝金等

講師として参加いただいた裁判員等経験者に対しては、その負担を考慮し、謝金及び旅費を支払う。ただし、訪問先が講師として参加いただいた裁判員等経験者の所属先である場合には、謝金及び旅費の支払は行わない。

各庁への示達に関しては、本年度実施分については、意見交換会での示達分から支払うこととし（不足が生じる見込みがある場合には、刑事局まで相談す

る。），来年度以降実施分については、別途連絡する。